

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(マイナンバーの利用及び提供に関する条例)(骨子)(案)について

### 1 マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。

### 2 条例制定の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」といいます。)は、条例で定めることによって、マイナンバー法が規定する事務(以下「法定事務」といいます。)以外の事務(以下「独自利用事務」といいます。)への個人番号の利用、同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の連携、特定個人情報の他の執行機関への提供ができる旨を規定しています。

本市における行政事務の効率化及び市民の利便性の向上を図るため、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について条例を制定するものです。

### 3 条例の概要

#### (1) 個人番号の独自利用(マイナンバー法第9条第2項)

マイナンバー法に規定されていない事務について、マイナンバーを利用することにより市民の皆さまの利便性の向上や、行政事務の効率化を図れる事務を選定し、個別具体的に条例に規定します。

本市では、以下の15事務について、他の行政機関等との特定個人情報の連携が始まる平成29年7月頃を目途に、マイナンバーの独自利用を行います。

1	子ども医療費の助成に関する事務
2	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務(給付・費用負担)
3	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務
4	身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する事務
5	老人医療費の助成に関する事務
6	高齢者日常生活用具の給付に関する事務
7	高齢者等緊急通報装置貸与事務
8	高齢者福祉電話の貸与等に関する事務
9	在日外国人高齢者給付金支給事務
10	移動支援事業実施に関する事務(給付・費用負担)
11	日中一時支援事業実施に関する事務(給付・費用負担)
12	障害者等日常生活用具給付に関する事務(給付・費用負担)
13	就学援助費支給に関する事務
14	私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する事務
15	奨学金支給に関する事務

#### (2) 同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の連携(マイナンバー法第9条第2項)

マイナンバー法では他の行政機関等の間での情報連携のみが規定されていますが、特定個人情報を市役所内の複数の事務間で利用するためには、条例に規定する必要があります。連携が行えないと、手続きの際に提出いただく書類が増える等、市民の皆さまの手間や負担の増加につながります。

そこで、マイナンバー法に規定されている行政機関同士で連携を行える特定個人情報(マイナンバー法第19条第7号)については、市役所内でも庁内連携できるよう法律を準用して包括的に条例規定を行います。

#### 【同一機関内の複数の事務間での情報連携の例】

庁内連携を実施する事務	連携する特定個人情報
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	市民税関係情報 住民票関係情報 等

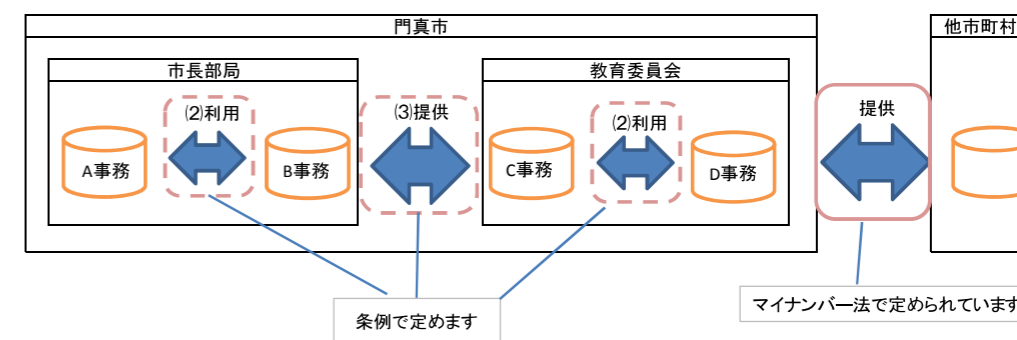
#### (3) 同じ地方公共団体内の執行機関をまたがる情報連携(マイナンバー法第19条第9号)

市長部局から教育委員会等へ、特定個人情報の提供を行う場合は、提供先や提供する特定個人情報等を条例で規定する必要があります。

#### 【同じ地方公共団体内の執行機関をまたがる情報連携の例】

情報照会機関	情報照会が必要な事務	情報提供機関	提供する特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	住民票関係情報

#### 【情報連携のイメージ】



#### 4 条例の施行日について

条例はマイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日(平成28年1月1日)から施行します。ただし、独自利用事務に係る部分については、他の行政機関等との特定個人情報の連携が始まる平成29年7月頃を目途に施行します。

#### 5 今後の方向性

条例制定時に規定する事務のほか、独自利用事務とすることにより、市民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られるものについては、検討の上、追加していく予定としております。